

定 款

制定	昭和57年	3月15日
変更	昭和59年	9月13日
変更	昭和63年	9月12日
変更	平成 9年	3月19日
変更	平成10年	11月 5日
変更	平成12年	9月13日
変更	平成13年	12月17日
変更	平成19年	1月19日
変更	平成20年	2月18日
変更	平成25年	8月20日
変更	平成28年	4月 7日
変更	平成29年	1月12日
変更	平成29年	8月 9日
変更	令和 4年	1月14日
変更	令和 8年	8月28日

社会福祉法人 三徳会

社会福祉法人 三徳会 定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

イ 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

イ 老人デイサービスセンターの経営

ロ 老人短期入所事業の経営

ハ 老人短期入所施設の経営

ニ 老人介護支援センターの経営

ホ 特定相談支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人三徳会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上ならびに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を東京都品川区中延一丁目8番7号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。ただし、評議員の現在数は、理事の現在数を超える数とする。

(評議員の選任および解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、外部委員2名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項および第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 1 0 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 1 1 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 理事および監事ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画および収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担および権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 1 2 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、12 月、3 月および必要がある場合に開催する。

(招集)

第 1 3 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 1 4 条 評議員会に議長を置く。

(決議)

第 15 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 17 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 16 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

第 4 章 役員および職員

(役員の定数)

第 17 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上

(2) 監事 2 名以上

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、3 名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第 18 条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第 19 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
- 2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）および評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）ならびに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務および権限)

- 第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長および業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第 22 条 理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事または監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第 23 条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任および解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および業務執行理事の選定および解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置く。

2 議長は、その都度理事の互選とする。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に署名し、または記名押印する。

第6章 顧問

第32条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関する事項について理事長の諮問に応え、理事長に対し、または理事会から諮問された事項について意見を述べることができる。

4 顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

5 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

6 顧問に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 資産および会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産および公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 建 物

(一棟の建物の表示)

所 在： 東京都品川区中延一丁目325番地1、326番地23、326番地31

構 造： 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建

床 面 積： 延壁芯 3,944.60 平方メートル

延内法 245.72 平方メートル

(専有部分の建物の表示)

家屋番号： 東京都品川区中延一丁目325番1の2

種 類： 養老院（特別養護老人ホーム成幸ホーム舎）

構 造： 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付4階建

床 面 積： 延 3,275.00 平方メートル

(2) 土 地

東京都品川区中延一丁目325番1所在の特別養護老人ホーム成幸ホーム敷地1筆
(1,352.05 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産および公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第42条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意および評議員会の承認を得て、品川区長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、品川区長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、または確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画および収支予算)

第36条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意および評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第37条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書および事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表および収支計算書(資金収支計算書および事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等およびこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意および評議員会の承認がなければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第41条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第8章 公益を目的とする事業

(種別)

第42条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 高齢者多世代交流支援施設事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意および評議員会の承認を得なければならない。

第9章 解散

(解散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号および第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人ならびに社会福祉事業を行う学校法人および公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、品川区長の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を品川区長に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人三徳会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	内野 滋雄
理 事	内野 善生
理 事	高山 照英
理 事	中城 イマ
理 事	林 純茂
理 事	友成 正
理 事	久米 睦夫
理 事	古郡 竜松
理 事	安藤 宣章
理 事	内野 京子
監 事	林 宰次
監 事	小林 行昌

2 平成13年12月5日付け定款変更認可申請に係る評議員会新設に伴い、新設される評議員の任期は、定款第18条の規定に係わらず、平成14年3月19日までとする。

3 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

4 この定款は、平成29年8月9日から施行する。

5 この定款は、令和4年1月14日から施行する。

6 この定款は、令和8年8月28日から施行する。